

石綿被害新たに520カ所

05～06年度 厚労省は非公表

支援団体が入手

労災認定と時効救済
仕事でけがや病気が
こぼれをした労働者は、
労災保険制度によって医
療費や休業補償などが支
給される。遺族補償もあ
るが、死後5年以内に請
求しないと権利が消滅す
るとまっていた。

労災に気が付きにくい
中皮腫など石綿関連病で
は、時効救済のため、石
綿健康被害救済法が06年
3月に施行。01年3月以
前に死亡した人が対象
で、救済認定されれば一
時金などが支給される。

非公表は、勤務経験者
の労災認識や住民への警
鐘の妨げになっている。
厚労省が適切な情報を提
供しなければ、不作為責
任に問われる」と話して
いる。【大島秀利、野田
武、曾根田和久】

アスベスト（石綿）被害の患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」（東京都江東区）は2日までに、05～06年度に石綿労災として

認定された事例と、石綿健康被害救済法に基づき時効救済された計3478人分のデータを情報開示請求で入手した。事業所名は隠されていたが、少なくとも全国720カ所（建設業を除く）に及び、これまで知られていない事業所が520カ所以上に上ることも判明。現時点での被害の全容が明らかになった。厚生労働省は、05年に労災発生の事業所名を公表したが、その後は拒んでおり、被害者救済のため早急な公表が求められる。

（12、13面に被害事例の一覧、2面、社会面に関連記事）

入手したのは、労働基準監督署への労災申請や石綿健康被害救済法に基づき労災時効（死後5年）の救済申請と、認定の可否が事例ごとに記録された「処理経過簿」という文書。認定されなかった計1033人分も含まれており、データは総計4511人分に達した。

事業所名などは伏せられていたが、管轄の労働署名や事業所の業種コード番号などが記されていた。分析した結果、各労基署別、業種別などの石綿労災の被害実態が浮か

び、新たに判明した事業所は520カ所以上に達することが分かった。業種別に見ると、この2年間で認定数が最も多かったのは、建設業で1418人。船舶製造業が455人、輸送用機械器具製造業が197人で続いた。また、パルプ・紙製造業や印刷、家具製造、金融など専門家も知らない業種で、被害が発生していることも判明。造船業が盛んな長崎労基署管内で船舶製造業の63人が認定されるなど、地域によって石綿を使用した産

業に被害が集中する実態も明らかになった。

肺がんの労災時効の救済申請（取り下げ分を除く）は、計565人からあったが、認定は272人で、不認定はそれを上回った。肺がんとの因果関係を示す証拠が不十分とした例が多数あった。

厚労省は05年7月と8月の2回、石綿労災が発生した事業所名などを過去分を含めて公表したが、それ以降、都道府県別件数などを公表することに

担当者は「業界で足並みをそろえて回答しないことにした」と明かした。中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長の名取雄司医師は「事業所名

をそろえて回答しないことにした」と明かした。

中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長の名取雄司医師は「事業所名